

産業建設委員会会議録

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日時 令和 7 年 8 月 2 6 日（火曜日）

午前 1 0 時から午前 1 1 時 1 7 分まで

場所 第 4 委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

（１）令和 7 年第 3 回（9 月）定例会 upper 議案等について

①令和 7 年度土浦市一般会計補正予算（第 2 回）（案）について

②土浦市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定（案）について

③土浦市風致地区内における建築行為等の規制に関する条例の一部改正（案）について

④土浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（案）について

⑤市道の路線の廃止（案）について

⑥専決処分の報告について（和解）

（２）報告事項

⑦入札案件について

⑧工事発注状況報告について

（３）その他

⑨産業祭及びカレーフエスティバルについて

⑩虫掛地区まちづくりアンケートの実施について

⑪公共下水道事業等におけるウォーター P P P の導入検討について

4 その他

5 閉会

出席委員（8 名）

委員長 今野 貴子

副委員長 吉田 直起

委員 竹内 裕

委員 寺内 充

委員 海老原 一郎

委員 平石 勝司
委員 下村 壽郎
委員 島岡 宏明

説明のため出席した者（１５名）

産業経済部長	羽成 健之	都市政策部長	飯泉 貴史
建設部長	渡辺 善弘	商工観光課長	佐々木 啓
農林水産課長	岡田 将之	都市計画課長	齋藤 仁志
都市整備課長	石引 康博	公園・施設管理課長	中島 賢市
建築指導課長	市村 俊宏	道路管理課長	三浦 誠
道路建設課長	浅岡 武徳	住宅営繕課長	和田 利昭
下水道課長	飯塚 照秋	水道課長	滝田 昌暁
農業委員会事務局長	室町 和徳		

傍聴者 ０名

事務局職員出席者 古宮 英剛

○今野委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。資料は、サイドブックスの「産業建設委員会」「令和７年」「８月２６日開催」をお開きください。執行部の皆様は、説明の際にページ数もお伝えいただきますようお願いいたします。また、委員及び執行部の皆様は、会議録作成のため、発言の際にマイクの使用をお願いいたします。それでは、（１）令和７年第３回定例会上程議案等について、①令和７年度土浦市一般会計補正予算（第２回）（案）について、執行部から説明をお願いいたします。

○佐々木商工観光課長 おはようございます。商工観光課でございます。令和７年度土浦市一般会計補正予算（第２回）（案）につきまして、御説明させていただきます。サイドブックスは①の資料、恐れ入ります３ページを御覧いただきまして、今回の補正は、二つございます。一つ目は、わくわく茨城生活実現事業の返還金の計上でございます。この事業は、国、県、市が連携いたしまして、東京圏から本県へ移住して就業する方に対して、市町村を通じて、移住支援金を支給してございます。そのような中、令和４年度に支援金を受け、移住された方が、親の介護を理由にやむなく転出することとなりまして、申請から３年間は転出しないという返還要件に該当いたしました。そのため、対象者

から、支給額 100 万円の全額返還を受けまして、そのうち、国・県が負担した 4 分の 3 に当たる 75 万円を国、県へ返還するため、歳出の増額補正を計上するものでございます。なお、対象者は、昨年度末に転出しまして、その後、支給額全額の返還が行われたことから、そちらの返還金については、令和 6 年度予算として歳入し、今回の補正については、国、県への返還に係る歳出のみの増額補正の計上となっております。つづきまして、3 ページの下箱、観光事業の補正について御説明いたします。こちらの事業は二つに分かれてございます。上段がメインの事業、下段がメインの事業を補完する事業となっております。まず、メイン事業となる、摘要（2）の「土浦全体を颯爽と自転車で食べ巡る観光コンテンツの造成」について御説明させていただきます。詳しくは 4 ページを御覧ください。訪日外国人が増加している中で、民間事業者が実施した訪日外国人へのアンケートによりますと、約 9 割の方が旅行先での食べ歩きを楽しみにしているといった結果が出てございます。このような結果を踏まえまして、食に関心の高いインバウンド観光客をターゲットとして、販路の拡大と本市ブランドの認知度向上を目的とした、新たな観光コンテンツを造成いたしたいといったものでございます。具体的には、資料の中ほど「造成する観光コンテンツの具体的な内容及び本事業の取組方針」、こちら二つございます。下の②を御覧ください。300 年以上の歴史があり、現在は世界 63 か国に輸出展開をしている「柴沼醤油」を軸に据えまして、この醸造所において、御自身の好みに合わせたオリジナル醤油を製造していただきまして、そのテイストに合った醤油を決めていただきます。その「マイ醤油」を携えまして、「朝採りレンコン」を使った料理や、シラウオの生食あるいは開催時期によっては釜揚げシラウオ丼の試食体験、さらには幻の肉と称される飯村牛の試食など、本市ならではの希少な食体験をサイクリングで巡るモデルツアーを実施いたしたいと考えてございます。その上で、①を御覧ください。モデルツアーの実施に先立ちまして、最も多くのインバウンド観光客が訪れます都内、特にその中の聖地でありますアメ横において、醤油のテイスティングによる味覚診断やうまいものの相性診断などを行うポップアップイベントを開催いたします。こちらでモデルツアーへの参加への誘導したいと考えてございます。この事業でございますが、次年度以降、旅行代理店と連携いたしまして、ツアーの自走的な販売体制を構築することを目標の一つとしており、このツアーを継続的に実施する環境を整えることで、着実な観光誘客と収益の増加を目指してまいりたいと考えてございます。その上で、今回の補正予算でございますが、2 ページを御覧いただき、上の箱、国における「地域観光魅力向上事業補助金」として

700万円の増額補正させていただき、この補助金を財源の一部として、3ページ下の箱の上段を御覧いただき、1,000万円の増額補正をいたしたいといったものでございます。つづいて、適用(3)台湾人観光客向け「つちうら食の魅力」発信プロモーションについて御説明させていただきます。こちらは、メイン事業の補完する事業となっております。詳しくは、5ページを御覧ください。現在、本市や県と、大変つながりの深い台湾に着目しまして、台湾からの誘客増を目指すものでございます。具体的には、資料中ほどの事業実施内容の、ポツの二つ目、日本在住の台湾人インフルエンサーに、先ほど御説明いたしましたメイン事業のモデルツアーに参加してもらいまして、その体験レポートをSNSで発信していただきます。あわせて、台湾人観光客向け観光メディアサイトに、「つちうら食」の特設ページを開設するなど、広く台湾人観光客向けに、プロモーションを実施いたしたいと考えてございます。今回の補正予算額でございますが、2ページを御覧いただき、下の箱です。本市も加入しております「いばらき観光キャンペーン推進協議会」からの協賛金30万円を増額補正をさせていただき、3ページを御覧いただき、30万円を財源の一部といたしまして、100万円の増額補正をいたしたいといったものでございます。説明については以上となります。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見や御質問はございますか。

○海老原委員 4ページの下から4段目。実施体制が土浦市、土浦市観光協会、JA水郷つくば、柴沼醤油さんの4団体になっているのだけれど、それだけでできるのかな。

○佐々木商工観光課長 おっしゃるとおり、実施体制は土浦市、土浦市観光協会、JA水郷つくば、柴沼醤油さんを書いてありますけれども、これがメインとなります。今回事業者としては、柴沼醤油さんを軸にやりたいというものでございます。当然関連する事業者、シラウオでありますと、田中屋川魚店さんですとか、そういう所にも御協力いただいて、実施したいと考えてございます。これはメインの事業でございます。

○竹内委員 土浦市は観光基本計画というのがありますよね。あれでいうと5万人かな、目標は。観光基本計画の一番のポイントは、土浦市は滞在型。宿泊型の観光地ではなく、滞在型というふうになっているんですよ。ここに観光コンテンツを作りという文言があるのですが、コンテンツというのは、よく聞く名前ですよ。具体的にどういった人たち、どういった機関と協議をして、どういった観光コンテンツを作ろうと思って、700万円を計上し

ているのか。使い道ね。

○佐々木商工観光課長　今回でございますが、柴沼醤油さんを軸にモニターツアーというのは今までにない話だと思います。我々も今回知ったことは、柴沼醤油さんでオリジナルの醤油を作れるということがあったということで、本来であればそれを持って、いろいろ回ることができれば良かったのですが、それは熟成などで1年掛かるということです。ただ10種類くらいの商品もあるということで、それでテイストにあった醤油に決めてもらおうということ、それをまず取っかかりにしたものでございます。れんこんはこれまでも取り組んでいましたが、そのほかシラウオもなかなかスポットを当ててこなかったような状況でございます。また、飯村牛も年間の出荷が地元でも20トンと言われている中で、こういったものもモニターツアーなどに取り組んだことも今まではなかったような状況でございます。これまでの地域の宝、そういったもので、今まで中々引っ張り出せなかったものも含めて、訪日外国人にPRする機会を設けたい。また、今回アメ横でありますと、歩きながら、食べながら、飲みながらということになると思うのですが、土浦市の場合はどうしても拠点が離れているということで、土浦市の強みであるサイクリング環境、そういったものも一緒に紹介するような形で、モニターツアーを開催いたしまして、次年度以降に民間でこういったツアー開催していただき、これをきっかけに誘客を目指したいといったものでございます。

○竹内委員　全国で観光とやっているわけで、別に土浦市だけが観光と言うわけではないけれども、行政視察に行くと、観光は市の主な産業になるわけですよ。どういうことを言っているのかというと、簡単に言えば観光業者だよ。観光業者にも関わってもら。それから、これからの市町村を支える若い世代、青年会議所とかにも関わってもら。そして、子育てをする方。要するに、そういうような方々がみんな関わってもらって、観光コンテンツをどうするのか、どういう形で作っていくかというのをやっている所が多いのですが、土浦市の場合には、具体的にそういうような仕組みの中で観光コンテンツを作っていこうというわけではないですね、今の答弁だとね。

○佐々木商工観光課長　観光基本計画のお話がありました。その進捗状況で、いろいろな方々にお集まりいただきまして、また来月に進捗状況等を協議する場を設けたいと考えてございます。その中で観光について協議をしたいと考えてございますけども、一方で、こういった取組も我々のほうで、国のほうでもこの補助金が出たというのもあり、こういった時期がございましたので、有効に活用して、新たな取組や仕組みを設けたいということで構築したものでござ

います。以上でございます。

○平石委員 まだよく読み込んでいないので、何とも言えない部分があるのですが、お話を聞いた限りでは、すごくすばらしい企画かなというふうに個人的には思いました。それで、1点確認です。いろいろなポップアップイベントをアメ横で開催するということなのですが、アメ横というと上野に「れんこん」というれんこん料理専門店があるかと思うのですが、前に会派で視察に行ったときに寄らせてもらいまして、お店の方にれんこんはどこのれんこんを使っているのかと聞きましたら、もう自慢げに土浦市のれんこんを使っていますというお話がありました。そういう意味で、せっかく近くでもありますから、そういう所ともコラボというか、連動を図れるとまた違う、後々いろいろなこともあるのかなと思いますので、その1点だけ、要望という形で、ぜひに頭入れておいていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○佐々木商工観光課長 御提案ありがとうございました。今回ポップアップイベントの中で、テイスティングによる味覚診断、うまいもの診断のほかに、例えば市のどら焼きで紫峰醤油を使った商品もあるということで、皆さんにお配りできるような、そんな形も取りたいと考えてございます。その中、上野にある「れんこん」というお店のほうで何かしら協力できるような話があれば、事前にそちらのほうに御挨拶に行ければと思っております。御提案ありがとうございました。

○今野委員長 ほかに御質問、御意見ございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 つづいて、②土浦市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定（案）について、説明をお願いいたします。

○齋藤都市計画課長 おはようございます。都市計画課でございます。別添資料の2をお願いいたします。2ページをお願いします。土浦市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定（案）について、御説明いたします。条例制定の理由となりますが、歴史的、景観的に価値のある古い建物でも、増改築をする際には、国宝や重要文化財などを除きまして、現行の建築基準法に適合させる必要があります。しかし、歴史的価値のある建物の場合、その価値を損なわずに今の法律に適合させるのが難しく、歴史的建築物等が適切に保存、活用されないことが懸念されてる状況でございます。この条例は、国宝や、重要文化財と同様に、建築基準法の適用を特例的に除外するために設ける条例でございます。建物の安全性などを個別に検証し、特定の歴史的建築物の価値を守りながら活用し、未来へ継承していくことを目的としています。条例の概要に

なりますが、適用対象となる建物は、文化財保護法に基づく登録有形文化財のほか、景観法に基づく景観重要建築物など、そのほか記載のとおりとなっております。また、条例の手続きの流れとなりますが、対象となる建物の所有者が、建築計画や安全性の向上、維持管理に関する内容をまとめた保存活用計画書を策定し、市に登録を申請します。登録申請の内容が適当であると認められる場合、建築審査会の同意を得て、対象建築物を保存建築物として登録します。その後、工事の実施、完了検査と進み、保存活用計画に基づいて登録建築物として保存、活用されていくという流れになります。施行日は令和7年10月1日。3ページ以降が条例案、11ページ以降が条例制定内容の説明書となります。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件に関して、御意見、御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 つづきまして、③土浦市風致地区内における建築行為等の規制に関する条例の一部改正（案）について、説明をお願いいたします。

○齋藤都市計画課長 都市計画課でございます。別添の資料3をお願いいたします。2ページをお願いします。土浦市風致地区内における建築行為等の規制に関する条例の一部改正（案）について、御説明いたします。今回の条例改正ですが、電気通信事業法及び文化財保護法が、それぞれ平成15年、平成16年に一部改正されたことにより、本条例におきましても、文言や条項ずれが発生しておりました。その修正が漏れていたことから、今回整合を図るとともに、あわせて字句の修正を行います。施行日は公布の日からとなります。3ページが案文、4ページ以降が新旧対照表となります。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

○竹内委員 風致地区というのは、市内ではどこで、何箇所あるの。

○齋藤都市計画課長 土浦市内の風致地区、エリア的な指定のような形にはなるのですが、2か所ございます。一つが亀城公園城址の内側と、もう一つが桜川の湖畔なんですけれども、桜川風致地区ということで、佐野子及び虫掛周辺の水神橋の所から港町、蓮河原の河口の所までの堤防の中のエリアとなっております。亀城風致地区と桜川風致地区ということで2か所の指定となっております。

○竹内委員 いつも思うのだけれど、こういう場合は風致地区というのは何箇所あって、どこにあるかというのを文章の下の方でも明示しておかないと。

急に言われても、どこにあるんだそんなのって、いつも思うんです。資料を見るとね。

○齋藤都市計画課長 御指摘ありがとうございます。分かりやすい資料となりますように、今後気をつけたいと思います。ありがとうございます。

○寺内委員 中城地区の風致地区の中で、歴史的建築物って何棟ぐらい残っているの。それを聞くのは、結局もう中条地区というのはみんな近代的な建物に建替えをしてから風致地区といって、後からその所を指定したんだよね。だから、それは遅きに失してしまったのではないのという話で、この委員会でやったのだけれど、現在はあとどのぐらい残っているの、この中で。

○齋藤都市計画課長 中城地区になりますけれども、あそこのエリアは少し風致地区とは違うのですが、景観重要建造物とか風致形成建造物とかということで指定がいろいろされております。例えば、土浦まちかど蔵の大徳、野村。それから矢口家住宅。建物として指定されているものとしてはそうなるのですが、そのほかエリアとしての指定になりますので、現在手が入っていない部分でも対象になる可能性があるものはあると考えてございます。

○寺内委員 それを聞いたのは、あそこの所で歴史の小径というのは知っているよね。あそこを通って、土浦市のお城に行くようにということを整備したのだけれど、その左側の琴平様というのは昔からあるんだよね。だから、そういうものをしっかり守ってやらないと。近代化の建物にしたのなら、野村とかと三つぐらいでは、風致地区と言ってもやる人がいないのではないのということになっちゃうんだよね。でも、戦後80年が経っているのだから、木造というのは建替えの時期になっているわけだね。だからそういうときに、例えば補助を出しますから建物を守ってもらえませんかということでやっていかない限りは、いくら風致地区といっても、建物が綺麗になってしまう。多分、野村とか大徳とか、矢口酒店さんの所とか、あそこは県の補助で綺麗にやり直したものだから、それは残っているけど、ほかの所は結局そういうことがないわけだね。矢口さんみたいな県の指定になっていれば、県の補助金をもらって直すことができるけれど、民間はそんなことないわけだから、建直しのときには市のほうに相談してくださいとかをやらない限りは、その所は守っていけないんじゃないかと思うのよ。だから、この条例を作ったりするのはいいけれど、その先に1歩踏み込んだ条例にしてもらわないと。ただ条例を作れば、その所が守れるのかと言ったらまたこれは違うからね。そういうところを考えて、条例を作ってくださいよ。そうではないと、相談をされなかったから、壊されて新しい建物になってしまいましたというのは必ずあるわけだから。だ

から、そういうところは、前もってしっかり調べて、建物を壊すときには、土浦市に相談してくださいとやってやらない限りは、歴史的な建物とかは残らないと思うんだよ。補助が出なければね。そういうところは念頭に置いてやってください。これは要望だからいいよ。

○今野委員長 ほかに御質問、御意見はございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 つづいて、④土浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（案）について、説明をお願いいたします。

○滝田水道課長 水道課でございます。④土浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（案）についてをお願いいたします。２ページをお願いします。本案の改正でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、当条例の一部改正を行うものでございます。内容ですが、現在の部分休業は、１日２時間まで取得可能となっておりますが、これに加え１０日間相当の時間休が取得可能となり、どちらか選択できるようになるものでございます。また、介護時間につきまして、土浦市水道事業就業規則に、１日２時間まで取得可能と明記されていることから、文言の整理を行うものでございます。なお、改正をお願いする箇所につきましては、４ページに新旧対照表がございますので、御確認のほど、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御質問、御意見はございませんか。

○竹内委員 部分休業制度から、１日全部使えるようになるわけだね。部分休業制度というのは大体何人ぐらい従来利用しているのですか。

○滝田水道課長 ほかの課は分からないのですが、今水道課で１人使っている職員がいます。

○今野委員長 ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 つづきまして、⑤市道の路線の廃止（案）について、説明をお願いいたします。

○三浦道路管理課長 道路管理課でございます。⑤市道の路線の廃止（案）についてを、お願いいたします。２ページをお願いいたします。市道廃止路線につきましては、板谷４０号線でございますが、都和児童館の南側に位置しております。延長１４９．４２メートルの市道を隣接土地所有者が払下げを希望しており、現地を確認したところ、道路としての機能がなく、払下げに支障がご

ございませんので、市道の認定を廃止するものでございます。4 ページが位置図でございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ありがとうございます。この件に関して、御意見、御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 つづいて、⑥専決処分の報告について（和解）について、説明をお願いいたします。

○三浦道路管理課長 道路管理課でございます。⑥専決処分の報告についてをお願いいたします。2 ページをお願いいたします。道路施設管理に係る損害賠償の和解でございます。事故の発生日時と場所につきましては、令和7年6月9日午後5時50分頃、小町の館の東側の土浦市小野1445番地先において発生した車の物損事故でございます。事故の概要としましては、車で走行中、道路の穴に左前タイヤが落ち損傷したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額2万5,124円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。3 ページが位置図でございます。つぎに、4 ページをお願いいたします。現場状況の写真でございます。原因となった箇所ですが、直ちに補修工事を実施しております。5 ページが被害写真でございます。説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

○海老原委員 直接の問題ではないのだけれど、西真鍋の下水道管破損かな。下を擦った車がある。その情報は入っているのかな。この後分かり次第、12月の定例で出てくるのかもしれないけど。

○飯塚下水道課長 下水道課です。被害者の方から連絡がありまして、現在調査中です。陥没する前に、その前を通られまして、下水道の人孔に触られたという報告を受けて、今調査をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 つづきまして、（2）報告事項でございます。⑦入札案件について、順次、説明をお願いいたします。

○佐々木商工観光課長 商工観光課でございます。入札案件につきまして、御説明させていただきます。サイドブックスの⑦資料、2 ページでございます。商工観光課では、「土浦勤労者総合福祉センターの屋上防水改修工事」を予定

しております。概要といたしましては、陸屋根部分と貯水槽などが置いてある設備スペース部分に分けて防水工事を行うものでございます。工期は令和 8 年 1 月 30 日まで、予定価格を 2,339 万円となっております。説明につきましては以上となります。

○齋藤都市計画課長 つづきまして、都市計画課です。3 ページ、4 ページ、5 ページにつきましては、7 月に都市計画決定しました地区計画区域内の区画道路のうち、拡幅を計画している路線について、道路改良の設計及び施工を実施するための基礎資料、土地の取得等に関する資料作成を目的とする、基礎調査を行うものとなります。まず 3 ページでございますけれども、「市道下高津四丁目 4 号線外基礎調査委託」につきましては、下高津四丁目地内、イオン土浦の南側の高津第二地区地区計画区域内の拡幅区画道路について調査を行うもので、計画幅員 6 メートル、延長は 336 メートルとなります。4 ページをお願いいたします。「市道新治中 101 号線外基礎調査委託」につきましては、大字大畑地内、県道小野土浦線の東側、大畑第一地区地区計画区域内の拡幅及び新設区画道路について調査を行うもので計画幅員は 4 から 9 メートル、延長 778 メートルとなります。5 ページをお願いいたします。「市道新治中 637 号線基礎調査委託」につきましては、同じく大字大畑地内、土浦北インターチェンジ西側で、国道 125 号バイパス南側の大畑第二地区地区計画区域内の拡幅区画道路について調査を行うもので、計画幅員が 6 メートル、延長 185 メートルとなります。つづきまして、6 ページをお願いいたします。「自転車ネットワーク矢羽根等路面標示整備工事」につきましては、土浦市の自転車ネットワーク計画に位置付けられている区間について、右下の工事概要にありますとおり、矢羽根及びピクトグラムの路面標示整備を行うものとなります。整備位置は、市道神立中央一丁目 1 号線及び市道新治北 1 級 2 号線で、整備延長は 2.2 キロメートルとなっております。つづきまして、7 ページをお願いいたします。「スマートインターチェンジ詳細設計業務委託」につきましては、スマートインターチェンジの整備に向けまして、宍塚地内外において、道路や用排水路の詳細設計及び環境調査を行うものです。都市計画課は以上です。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課でございます。つづきまして、8 ページをお願いいたします。「荒川沖駅東西口駅前広場測量業務委託」です。こちらは、荒川沖駅東西口の駅前広場再編検討に係る測量業務委託となります。つづきまして、9 ページをお願いいたします。「荒川沖駅東西口駅前広場基本設計業務委託」です。こちらも、荒川沖駅東西口の駅前広場再編検討に係る基本設計業務委託となります。本年 2 月の委員会で御報告させていただきました

計画案に基づき、2か年をかけ基本設計を実施し、その中で、更に関係者との調整を踏まえ検討するとともに、この内容につきましても適宜委員会に報告しながら進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○市村建築指導課長 建築指導課でございます。つづきまして、10ページをお願いいたします。「土浦市耐震改修促進計画改定業務委託」につきまして、本業務は、本年7月に国により建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修促進計画の見直しに向けた基本方針が示されたことによりまして、本市におきましても計画の改定が必要となりますことから、令和9年度の改定に向けまして、基礎調査資料や固定資産台帳資料などから、令和7年1月1日時点での市内建築物総数の現状分析を整理するものとなっております。説明は以上となります。

○三浦道路管理課長 道路管理課でございます。道路管理課の入札案件につきましては、4件で全て舗装打換え工事でございます。11ページをお願いいたします。「市道Ⅰ級3号線舗装打換え工事」でございます。工事場所は、東中貫町でコカ・コーラ茨城工場の南側となります。舗装面積は982平方メートルでございます。12ページをお願いいたします。「市道新治Ⅱ級13号線舗装打換え工事」でございます。工事場所は、田宮地内で小高生活改善センターの南側となります。舗装面積は1,430平方メートルでございます。13ページをお願いいたします。「市道新治北753号線舗装打換え工事」でございます。工事場所は、永井地内で新治浄水場の東側となっております。舗装面積は1260平方メートルでございます。14ページをお願いいたします。「市道Ⅰ級8号線舗装打換え工事」でございます。工事場所は、菅谷町で、菅谷小学校の南東側となります。舗装面積は784平方メートルでございます。道路管理課につきましては、以上でございます。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。引き続き、御説明いたします。道路建設課の入札案件につきましては、2件でございます。15ページをお願いいたします。「市道手野92号線改良工事」でございます。工事の場所につきましては、旧上大津西小学校の南側でございます。工事概要としましては、延長126メートル区間におきまして、現況幅員約3.0メートルの道路を計画幅員4.0メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を布設し、舗装を整備する工事でございます。つづきまして、16ページをお願いいたします。「市道木田余137号線改良工事」でございます。工事の場所につきましては、土浦第二中学校の東側でございます。工事概要としましては、延長54メートル区間におきまして、現況幅員6.0メートルの官地幅を活用して施工するもので、

同じく道路側溝を布設し、舗装を整備する工事でございます。道路建設課は以上です。

○和田住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。17ページをお願いいたします。「大岩田住宅101・102号棟給水管改修工事」でございます。この工事は、大岩田住宅12棟の長寿命化計画に基づいた、給水施設の改修工事でございます。工事内容につきましては、各部屋ごとの給水管や共用部分の配管設備を更新する工事でございます。住宅営繕課は、以上でございます。

○飯塚下水道課長 下水道課でございます。18ページをお願いします。下水道課は、2件でございます。はじめに、「西真鍋町地内公共下水道管渠更生工事」でございます。この工事は、今年6月に下水道管損傷により道路陥没した下水道管につきまして、延長56.4メートルの管渠の内面を更生する工事でございます。つづきまして、19ページをお願いします。「虫掛地内小規模排水路施設整備工事」でございます。この工事は、道路建設課との合併工事で、工事内容につきましては、虫掛地内の柴沼醤油の工場脇の水路の暗渠化を行い、合わせて道路改良工事を行うものです。実施内容につきましては、幅1,200ミリメートル、高さ1,100ミリメートルの水路124メートルの布設と、道路側溝123メートルの布設を行いまして、道路幅員6メートルとする工事でございます。下水道課は、以上でございます。

○滝田水道課長 水道課でございます。同じく、20ページをお願いします。「水工配新工第3号手野町地内配水管布設替工事」でございます。この工事は、旧上大津西小学校の西側の工事でございます。工事内容につきましては、口径75ミリメートルの配水管を、148.3メートル区間、新設する工事でございます。つづきまして、21ページをお願いします。「水給委第7号新治浄・配水場外施設整備更新工事に伴う実施設計業務委託」でございます。この委託は、新治浄配水場及び増圧機場の計装設備やポンプなどが耐用年数を越えていますので、更新工事を行うための設計委託でございます。つづきまして、22ページをお願いします。「水工配更工第1号桜町三丁目地内配水管布設替工事」でございます。この工事は、市役所の西側付近における老朽管の布設替え工事でございます。工事内容につきましては、口径50ミリメートルから100ミリメートルの配水管を、236.0メートル区間、更新する工事でございます。入札案件は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○今野委員長 ありがとうございます。この件に関しまして、御意見、御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 つづいて、⑧工事発注状況報告については、説明を省略いたしますので、後ほど資料を御覧いただきますようお願いいたします。つぎに、(3)その他でございます。⑨産業祭及びカレーフェスティバルについて、説明をお願いいたします。

○佐々木商工観光課長 商工観光課でございます。その他といたしまして、産業祭とカレーフェスティバルについて御説明させていただきます。資料は⑨を御覧ください。産業祭とカレーフェスティバルの開催については、これまで多くの方々から様々な御意見をいただいているところでございます。そのような中、今年度と来年度は、両イベントの開催時期が、祝日を含む3連休となります。このようなことから、この3連休を有効に活用し、これらまでの御意見を踏まえつつ、試行的に、産業祭とカレーフェスティバルを別々の日に分けて開催いたしたいと考えております。具体的には、産業祭につきましては、これまでと同様、モール505を中心とした駅西口エリアで開催いたしますが、開催日数につきましては、これまでの2日間から1日と変更いたします。これにより、夜間警備費などの経費が削減でき、その余剰分を活用して、新たに駅前のステージイベントなどを充実させることで、より一層、賑わいの創出を図ってまいりたいと考えてございます。その上で、産業祭でございますが、現在様々な視点から見直しを進めてございます。新たな取組といたしましては、ウララ広場でのタレントによるステージイベントや3日間出店可能な事業者によるミニカレーフェスティバル、キララまつりにもございましたが、子供たちに人気のミニショベルカー体験、そのほか土浦ブランド認定品の販売、日本一のれんこん大鍋の試食、ローカル10000関連ブースとして佐藤酒店によるクラフト酒の試飲や販売などもできる場所を設けたいと考えてございます。そのほか、現在協議中ではありますが、以前大変な人気を博した観光物産会によるうなぎ弁当の販売や、そば愛好会による常陸秋そばの販売、さらには、天童フェアとしてラ・フランスやリンゴの販売、そして、これまでほかのイベントに御協力いただいている事業者の参加も呼びかけるなど、賑わい創出に向け、多角的に検討を進めてまいりたいと考えてございます。つづきまして、2のカレーフェスティバルでございますが、こちらも様々な御意見をいただいております。こちらも更なる集客を目指し、検討を進めており、将来的には、御意見の一つでもあります民間移行も視野に入れつつ、見直しを行ってまいりたいと考えてございます。開催日については、これまでと同様に、11月22日、23日の2日間とし、ただ、開催場所については、これまでのJCOMフィールドに加え、お隣のサブグラウンドも活用する予定でございます。新たな取組といたし

ましては、産業祭が一日となりますので、出店事業者によるミニ産業祭ということで、複数日出れる方に参加していただきたいと考えてございます。そのほか、レンコングランプリ、さらには、本市がフレンドリータウンとして連携しております鹿島アントラーズの協力により、キックターゲットの設置などを計画してございます。そのほか、今協議中のものとしては携帯電話会社などがイオンモール土浦で開催している縁日イベントやクラフトビールフェスなどもサブグラウンドで行うことができないか、現在、協議を進めているところでございます。説明につきましては、以上となります。

○今野委員長　ありがとうございました。この件に関して、何か御意見や御質問はございませんか。

○寺内委員　佐々木商工観光課長。カレーフェスティバルは何もグラウンドでやる必要はないんだよ。旧市内に持ってきてもらわないと、旧市内のお客さんがほとんどグラウンドに行って、旧市内はガラガラになってしまうんだよね。このカレーフェスティバルをやるのは、当然旧市内にお客さんを呼ぶためにやるのだろうよ。それをどうしてグラウンドのほうに持っていくの。グラウンドありきで考えてもらっては困るんだよ。だから、毎回商工観光課長に言っていて、来年はそうにちょっと考えていますってあっても、必ずこうなんだよ。だから、そういうことを検討して、どうしても無理だから、こうなんですというのだったら分かるけれど、例年グラウンドでやっているから今年もお願いしますではないんだよ。これだけの予算を使ってやるのだったら、やはり旧市内のほうにお客さんをとにかく呼んでやろうということを考えてもらわないと。ただカレー業者のためにやっているっていうだけだよこれ。今回商工観光課長になったばかりだから、この委員会では聞いていなかったのかもしれないけど、毎回私はそこを指摘しているんだよ。今まで場所がなかったからということなんだけれど、例えば、今度はうらら広場とか、新たにできた亀城モールとかそういう所でやれば、必ず旧市内ではできるんだよ。そうすれば、土浦がカレーの町だということがPRできるんだよ。それが旧市内でやっていなくて、土浦がカレーの町だといっても誰も分からないよ、はっきり言って。のぼり旗が一つあるわけではないんだから。だから、そういうことをPRを兼ねてやるのには、旧市内に持ってこない限りは、それはできないよ。だから、毎回私は言っているんだよ。土浦がカレーの町だということをPRしないのなら、それはしょうがないよ。ところが、土浦はカレーの町だって、PRをやっているのだろうよ。それだったら協力してくれる所にのぼり旗を一本寄付してあげなよ。千円ぐいらいでできるんだから。それで、店先にのぼり旗を掲げてくださいと。

そういうこともやらないで、土浦はカレーの町なんていうのは、行政がやることと全然食い違っているんだよ。民間は必死になって、カレーで良いものを提供しようとやってくれているよ。ところが、結局はグラウンドで発表するだけになっている。そうではなくて、どうして旧市内でできないんだということなんだよね。カレーフェスティバルをやってももらったとしても、みんな苦情を言うよ。場所がないんだったらしょうがないけど、場所が広くあるんだからって。旧市内のほうには駐車場を持っているわけだから、そこに協力をしてもらえれば、分かりましたってことになると思うんだよ。そういう努力をしないで、一番便利だからグラウンドに持っていくというのでは、だめなんだよ。だから、今回は場所を変えろとは言えないから、来年また同じ案だったら俺は大反対してやるから。何回言ったら分かるんだって。旧市内の方だって一生懸命に協力してくれているのだから、それに対して、幾らか手を差し伸べることをしないと。イベントはやればいいというものではないんだよ。地域の発展のためにやるのだから。それは真っ先に考えてよ。今回は新しく部長も課長も変わったから、これは要望だけにとどめておくけれど、毎回そういうことをやったのでは、やることないよ。土浦もカレーの町だってP Rするのなら、旧市内でやって、旧市内ではこういう所がカレー屋さんをやっていますよというのをP Rするのが当たり前の話だから。だから、そういうことは少し考えてくださいよ。今回はもしかしたら場所が違うのかなと思ったら、また同じだから。でも、課長が変わったからしょうがないと思うけれども、来年また同じようなことならば、私は大反対するから。これだけ言っておきます。

○佐々木商工観光課長 カレーフェスティバルと産業祭。様々な御意見の中にカレーフェスティバルを西でという話も、引継ぎは受けてございます。その中で、今回は東でやらせていただきたいと話をさせていただきました。一方で、西で行うことに一番支障となっているのが、保健所の対応でございます。水回りといいますか、衛生面という話で、現在保健所とも調整しているところでございます。その辺がある程度クリアになれば、西に持ってこられるのかなと思ってございます。その部分がまだ良い回答をもらっていないということでございます。先ほど、話をした産業祭の中でも、うなぎ弁当もかなり厳しい制約を受けながら、現在協議している状況でございます。この気候変動を受けた形なのか、かなり保健所も厳しい状況でございます。その辺を少し根気よく詰めながら、次年度以降見直しできるよう検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○平石委員 関連で、確認させていただきたいのですが、保健所のほうがいろ

いろ制約が厳しいですよというお話だったと思うのですが、キララまつりとかは飲食の提供を町中でやれていると思います。特に夏場で、一番食中毒とか出やすい時期だと思うのですが、その辺については、どうなのでしょう。

○佐々木商工観光課長 新たに相談をした場合にかなりハードルが高いというふうに伺っております。今までのものであれば、通るような話ではありまして、新たに何か相談をすると、なかなか厳しい部分があるというのは、担当のほうから伺ってございます。以上でございます。

○平石委員 分かったような、分からないような話なのですが、時期だと夏よりは冬のほうが食中毒という意味では安心だと思いますし、調理をするというよりは御飯とカレーをよそるということですから、新たに調理するというよりそういう作業だと思いますので、比較的、食中毒という意味では大丈夫かなって個人的に少し思っているのですが、それでも新規はなかなか難しいということなのでしょうか。

○佐々木商工観光課長 現在、まだ良い返事は少しもらえていないような状況でございます。これを根気強く、協議していきたいと考えてございます。以上でございます。

○今野委員長 ほかに、御質問、御意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 つづいて、⑩虫掛地区まちづくりアンケートの実施について、説明をお願いいたします。

○齋藤都市計画課長 都市計画課でございます。別添資料の10をお願いいたします。2ページをお願いいたします。虫掛地区まちづくりアンケートの実施について、御説明いたします。今回アンケートの実施を計画している地区ですけれども、国道6号線と桜川が交わる部分の北側、国道6号線の東西に広がる約33ヘクタールの区域で、昭和50年代に土地区画整理事業により整備された市街化調整区域の特殊地区となっております。現在は、住宅、業務施設、工業施設、宿泊施設などが混在している状況となっております。都市計画マスタープランでは、本地区を、真鍋地区とつくば市を結ぶ立地条件を活かし、健全な土地利用を促進するために地区計画などの規制、誘導策を検討するとしています。また、現在事業を進めておりますスマートインターチェンジ予定地からも約2キロメートル東に位置しまして、今後、本地区において開発圧力が高まる可能性があることから、土地利用の混在を抑制するために、地区計画の導入を目的としたアンケートを実施するものでございます。なお、虫掛地区につきましては、調査対象区域図にもありますように、調査対象エリア、赤で示し

た部分と、桜川には含まれた部分。こちらにつきましては、古くからの集落が形成されている場所でもあります。既に集落が形成されている部分につきましては、今回の調査ではこの部分を対象としていません。調査対象図のエリアにつきまして、11月頃にアンケート調査を実施したいと考えております。対象者としましては、本地区の地権者などを考えてございます。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件に関して、御意見、御質問はございますか。

○竹内委員 前々からこの虫掛地区というのは、何でこんなに混在した建物が集中しているのかというのは、知らない人から見れば話の種だったんですよ。ホテルはある、工場はある、商業はあるで、もう何でもあるんだから。ここに特殊地区という活字があるのだけれど、この特殊地区というのはどういうことを言うのですか。

○齋藤都市計画課長 委員おっしゃいますとおり、区画整理事業をやった所ですと、用途の指定などをしていくのが普通だと思うのですが、私も勉強不足で、その当時どういうわけか、用途の指定がされていない特殊な地区になってしまっているということでございます。今後、そのエリアにつきまして、いろいろな用途の建物が混在しているということは、住んでいる方とか、事業をされる方のどちらにとっても、あまり良い状況にはならないということがありますので、なかなか今混在している所に用途をかけるのは難しいところではございますけれど、アンケートをとりながら、進めていきたいなと思っているところでございます。

○竹内委員 まず一つは、こういう特殊地区というのは、虫掛地区以外に市内にあるのか、ないのか。それが今度のまちづくりアンケートの結果によっては、特殊地区というような地区ではなくなるのかということで、この2点だけ。

○齋藤都市計画課長 こういうエリアにつきましては、土浦市内ではないです。全国的にも珍しいエリアになっていると思います。今回、もし地権者の方とかとの協議で、御理解を得られた上で、地区計画が設定できるとすれば、なかなかいろいろ混在しているエリアなので、どういう用途の制限をかけていくかというのは難しいところではありますが、例えば、住宅が多いエリア、事業者が多いエリア、事業者と住居系のものが混在しているけれども、ある程度抑制がきくエリアなどその辺を研究しながら進めていくことで、特殊な扱いの場所ではなくて、法令上に則ったようなものを作りたいと考えてございます。

○下村委員 今の課長の説明は目標がないんじゃない。例えば、ここの地区を

こんなふうにしたっていう目標があると思うんですよ。例えば、用途地域では住宅専用、準工業、工業、商業とかという目的がある。今の説明だと、この地区にまちづくりアンケートをして、何を目指すのかが分からなかったんですよ。特殊地域という話がお話がありました。本来、特殊地域というのは、例えば、ホテルとかなにかがいっぱいあるから、特殊地域ですよという言い方なのだろうと思うんです。ここは用途地域も何もなかったから、無指定の時代があったんだね。そこでどんどんできてしまったと今感じたわけです。でも、今度これから地域をきちんと整備をしていくのであれば、ホテルは将来的にはなくしたいんだと、当然次の建物は作れないとか、そういうことを制限していくんですよというような話も、そういうことも含めて考えて、アンケートの中に盛り込んでいかないと。何か目標がないのに、どういうアンケートを出し、回答をしてもらうのか分からないと感じましたので、その辺を教えてください。

○齋藤都市計画課長 委員おっしゃるとおり、そもそもここは建物の用途がかなり混在してしまっている中で、例えば、一律に工業地域、商業地域、住宅地域にするというのは、なかなか難しいのだろうとは考えております。ですので、この同じエリアの中でも、例えば、比較的に住宅が多いエリア、比較的に事業所が多いエリア、そういう所を選別していきまして、全部同じような用途指定にするというわけではなく、ある程度現状の形を維持できるとした上で、今後だんだんと整理していったって、良い方向に向かっていくような指定をしていきたいなと考えてございます。その中で、既存の建物につきましては、新たな制限をかけたときに、既得権というのがどうしてもいきなり駄目ということとはできないので、一定規模の中での増改築は認めるとか、そういう手法をとるのが一般的でございますので、緩やかにエリアが整っていければなと思っております。

○今野委員長 ほかに、御意見、御質問はございますか

(「なし」という声あり)

○今野委員長 つづいて、⑪公共下水道事業等におけるウォーターＰＰＰの導入検討について、説明をお願いいたします。

○飯塚下水道課長 下水道課でございます。別添資料１１の公共下水道事業等におけるウォーターＰＰＰの導入検討につきまして、お願いします。はじめに、２ページをお願いします。ウォーターＰＰＰの概要となっております。ウォーターＰＰＰについては、下水道事業におけるポンプ場や、下水道管渠の維持管理と更新について、民間事業者へ包括的に委託する方法の検討を、今年度進めていきたいと考えております。また、令和９年度からの管渠更生工事等の国費支援を受けるためには、ウォーターＰＰＰ導入を令和８年度末までに決定する

ことが要件とされているところです。今後のスケジュールですが、今年度、導入可能性の調査などを行いまして、令和８年度末に募集公告を行い、令和１０年度からウォーターＰＰＰを導入する目標となっております。これに伴い、事業者等を対象に、今月の８月２９日の金曜日に説明会を行い、ウォーターＰＰＰについての内容を周知していく予定となっております。その後、事業者に対しまして、アンケート調査やヒアリングなどを行いたいと考えております。３ページをお願いします。ウォーターＰＰＰの概要図となっておりますが、黄色で着色した管理、更新一体マネジメント方式のレベル３．５以上が国費補助を受ける要件となっておりますので、このレベルを目標に進めていきたいと考えております。説明は以上でございます。

○今野委員長　ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はございますか。

○下村委員　右側の表で、ウォーターＰＰＰの発注の概要の長期契約の次に性能発注という所があるんだけど、両方とも書いてある性能発注っていうのはどんなふうなお考えの中から性能発注が出てくるのですか。

○飯塚下水道課長　性能発注につきましては、仕様書等の括りはせずに、ポンプの維持管理がしっかりとできる。内容的にその仕様を作ってしまうと、これを作りなさい、これをやりなさいということになってきますので、そういった縛りがなく、目的を達成する、ポンプの更新ができるとか、そういったものを性能発注ということで求めています。それによって、費用、経費の削減といったところができるのかなということを考えております。以上です。

○今野委員長　ほかに、御意見、御質問はございますか
(「なし」という声あり)

○今野委員長　以上で、執行部からの説明は終わりましたが、その他、執行部からございますか。

○中島公園・施設管理課長　公園・施設管理課でございます。毎年実施しております、土浦市主催の第４４回グリーンフェスタつちうらの御案内となります。口頭で失礼いたします。グリーンフェスタつちうらにつきましては、１０月の都市緑化月間にちなみ、土浦市では市民の緑化意識の一層の高揚を図ることを目的に開催しております。本年は、グリーンフェスタの開会式を環境展と合同開催してまいりたいと考えております。なお、当日は例年同様のイベントを実施する予定となっておりますが、現在、ボランティア団体などと実施内容を詰めているところでございます。また、産業建設委員会委員の皆様には、当日の開会式に出席を賜りたく、改めて、御案内状を送付させていただきたいと思い

ます。開催日時は、10月4日の土曜日、午前9時30分より、霞ヶ浦総合公園の体育館内で開会式を開催したいと思いますので、御出席をお願いいたします。説明は以上となります。

○佐々木商工観光課長 商工観光課でございます。サイドブックスの追加資料1を御覧いただきまして、昨年度に引き続き、第2弾となるトリックアートの制作について、御報告申し上げます。中心市街地の活性化を目的といたしまして、昨年度は、市役所1階出入口のシャッターに、日本各地でトリックアートを手掛ける株式会社エス・デーに依頼して、「つちまる」を立体的に表現した作品を制作いたしました。おかげさまで新たな観光スポットとして多くの市民や来訪者に御好評いただきまして、賑わいの創出に寄与しているのではないかと考えているところでございます。そのような中、今年度は市役所1階蕎麦屋さんの脇の壁面に、昨年度の作品の1.5倍の大きさとなる、壁を突き破る「つちまる」をテーマにしたトリックアートの制作を進めてございます。製作は、昨日から開始いたしまして、完成は週末の29日を予定してございます。今後、このような取組を通じまして、中心市街地の活性化に努めてまいりたいと考えておりますが、まさに、現在制作しているところですので、制作風景も含めて、皆様に御覧いただければと存じます。説明につきましては、以上となります。

○三浦道路管理課長 道路管理課でございます。追加資料2の道路陥没等対応フローについて、お願いいたします。このことにつきましては、対応フローを作成いたしましたので、委員の皆様にご報告するものでございます。資料をお開きいただきまして、1ページ目をお願いいたします。道路の陥没が発生した場合は、最初に道路管理課に通報が入りますので、主に初期対応について、フロー化したものでございます。上段にありますとおり、通報が入りましたら、直ちに現地確認や保安対策のために職員が急行するのはもとより、間を置かず、地下埋設物の有無の確認、管理者連絡、工事業者の手配、そして情報共有のためのロゴチャットという、市役所内部で使用しているスマートフォンアプリのラインのようなものでございますが、これを使い職員同士の情報共有を遅滞なく行います。その後、フローに沿いまして、復旧工事を進めることといたします。なお、通報の第一報に対して、状況なるべく把握するために、右下にございます赤の二重線で掲載しておりますが、確認事項を明文化いたしました。このように初期対応を行い、その次のページでござりますが、下水道管が起因した場合の対応フロー、3枚目が漏水や断水した場合の対応フローを作成したものでございます。後程、御確認していただければと思います。説明は以上でござ

ざいます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 それでは、委員の皆様から何かございますか。

○竹内委員 市のほうもたくさんお話が来ると思うのだけれども、とにかく国道、県道、市道の道路の草、特に交差点。本当に見えないから。だから、その辺は国道、県道、市道を管理している所の調整会議とかあるのではないかと思います。ですので、要所要所チェックをして、極力事故が起きないようにしないと。本当に見えないよ。昔、千束町のゲオとスシローの所ね、あれ言ったら3日もしないうちに県が刈ってくれたけれど、そういうように言えば、刈ってくれるので、市のほうからできるだけチェックをして、国や県のほうにも草刈の要請をお願いしたいと思います。これ私が言っているのではなくて、本当に多くいろいろな人が言ってるから。

○三浦道路管理課長 承知いたしました。草刈ができるように、報告したいと思います。ありがとうございます。

○今野委員長 ほかに御意見、御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 それでは長時間にわたり、お疲れ様でございました。以上で、産業建設委員会を閉会します。